平成２９年（フ）第１８２号
鹿児島県鹿児島市東郡元町16番20号
破産者　プライムフーズ株式会社
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１４号
福島県相馬市小泉字山田480番地１
破産者　有限会社ファッションわらび
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所相馬支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４８４号
福岡県糟屋郡志免町別府北１丁目７番26号、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵944番地
破産者　下村　幸広
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１００４号
福岡市東区和白１丁目８番32号
破産者　村野　真之
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３０９号
福岡市中央区今川２丁目６番31―703号
破産者　諸岡　安子
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９５９号
福岡市東区大岳３丁目19番16号
破産者　渡邉　文絵
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５６１号
福岡県飯塚市馬敷166　佐藤昭一方、住民票上の住所福岡市東区和白東３丁目４番19号
破産者　古川　辰也
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９８２号
札幌市北区新琴似12条11丁目１番13号　グローブ新琴似206号室、開始決定時の住所札幌市北区新琴似７条13丁目２番11号
破産者　原田　和男
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１４号
盛岡市肴町10番１号
破産者　澁谷レツ子
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３０２号
仙台市宮城野区東仙台１丁目７番１―807号、従前の住所仙台市宮城野区東仙台１丁目７番１―802号、仙台市青葉区立町12番12―804号
破産者　庄子　政樹
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５１３号
仙台市青葉区中山４丁目14番15号　コーポ大和103
破産者　水戸部一門
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６１６号
仙台市青葉区中山吉成３丁目３番38号　もりや荘202、従前の住所仙台市青葉区八幡６丁目１番30―601号
破産者　丹波　康夫
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６０号
栃木県小山市神鳥谷１丁目24番23号
破産者　野﨑　一彦
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第２号
愛知県稲沢市長野１丁目11番２―103号
破産者　小山　照代
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３号
愛知県稲沢市長野１丁目11番２―103号
破産者　小山　久一
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４６９号
兵庫県姫路市香寺町溝口521番地１クレイオ105号室、従前の住所兵庫県姫路市香寺町中屋103番地11
破産者　三輪　博志
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２１２号
福岡県朝倉市一木424番地４　ハピネスメゾンＣ105号
破産者　宮本　　誠
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部